正	誤
令和六年九月三十日厚生労働省告示第三百六号（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件）	
（原稿誤り）	
七ページ上段改正後欄終りから二行目の次に次を加える。	
⑴　主として実施する医師に係る基準	
①・②　（略）	
（削る）	
（削る）	
⑵　保険医療機関に係る基準	
①～⑥　（略）	
（削る）	
七ページ上段改正前欄終りから二行目の次に次を加える。	
⑴　主として実施する医師に係る基準	
①・②　（略）	
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。	
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。	
⑵　保険医療機関に係る基準	
①～⑥　（略）	
⑦　当該療養について十例以上の症例を実施していること。	

ページ	段	行	誤	正
七	上	改正後欄終りから二		施設基準
〃	〃		（略）	
〃	改正前欄	〃		